

第3章 基本目標実現のための取組み

第3章 基本目標実現のための取組み

基本目標 A 環境と産業の調和の実現と好循環の創出

取組みの方向性		個別施策
A-1 住工環の調和	(1) 工場の立地・操業環境の整備	① 産業支援施設の整備・運営 ② ものづくり工場立地助成 ③ 地域や環境にやさしい工場の認定
A-2 環境経営の推進	(1) 環境対応基準の取得支援 (2) 事業活動に伴う環境負荷の低減促進	① エコアクション21・エコステージの取得支援 ② 環境にやさしい商店街の推進 ③ 省エネ型ビジネススタイルの普及促進
A-3 環境産業の創出	(1) 新製品・新技術開発の支援 (2) 市場開拓の支援	① 環境関連の新製品・新技術開発の支援 ② 世界へ発信する産業支援拠点の整備
A-4 環境技術分野における国際交流・貢献	(1) 国際環境交流の推進	① 海外都市との国際環境交流の推進 ② 国際貢献のための環境技術情報の提供

基本目標 B 快適で安全な暮らしの実現

取組みの方向性		個別施策
B-1 沿道環境の保全対策	(1) 騒音・振動対策の推進 (2) 大気環境の保全対策の推進	① 自動車騒音・振動調査 ② 大気汚染調査 ③ 都市計画道路の整備 ④ 幹線道路の整備促進 ⑤ 公共交通の利用促進
B-2 環境保全対策	(1) 水環境の保全対策の推進 (2) 環境保全対策の推進	① 河川等水質浄化対策の推進 ② 下水越流水の汚濁負荷低減の取組み ③ 水質汚濁調査 ④ 鉄道騒音・振動調査 ⑤ 航空機騒音調査 ⑥ 土壌汚染対策 ⑦ 有害化学物質対策 ⑧ 安全安心な暮らしのための情報提供
B-3 美しい都市環境の創造	(1) 景観・美観に配慮したまちづくり	① 景観計画の策定推進 ② 歩きタバコ・路上喫煙対策 ③ 地域美化活動の支援 ④ 自転車等利用総合対策の推進
B-4 自然災害に強いまちづくり	(1) 健全な水循環の確保に向けた取組みの推進 (2) 地域分散型エネルギーの確保	① 雨水浸透ます・雨水貯留槽の設置補助 ② 河川流域対策 ③ 避難所等における太陽エネルギー等の導入

基本目標 C 低炭素社会の構築

取組みの方向性		個別施策
C-1 省エネルギー型の行動様式への転換	(1) 家庭・事業所における省エネルギー行動の促進 (2) 住宅・建築物の省エネルギー化の促進 (3) 区役所による率先行動	① 省エネ型生活様式の普及促進 ② 緑のカーテンの普及促進 ③ 家庭・事業所の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量の見える化の検討 ④ 省エネ型ビジネススタイルの普及促進【再掲】 ⑤ 住宅省エネルギー改修の支援 ⑥ 住まいにおける省エネルギーの普及啓発
C-2 低炭素まちづくり	(1) 中心拠点のまちづくり (2) 交通ネットワークの構築 (3) 地域における効率的なエネルギー利用の推進 (4) ヒートアイランド対策の推進	① 蒲田駅周辺のまちづくり ② 大森駅周辺のまちづくり ③ 羽田空港臨海部周辺のまちづくり ④ 空港臨海部における交通ネットワークの検討 ⑤ コミュニティバスの運行支援 ⑥ 公共交通の利用促進【再掲】 ⑦ 蒲蒲線の整備推進 ⑧ 自転車等利用総合対策の推進【再掲】 ⑨ スマートコミュニティの形成に向けた検討 ⑩ 呑川緑道における風の道のまちづくり ⑪ 生垣緑化の助成 ⑫ 屋上緑化・壁面緑化の助成 ⑬ おた打ち水大会の実施
C-3 再生可能エネルギー等の導入拡大	(1) 区有施設への積極導入 (2) 区民等・事業者の導入の支援 (3) 次世代自動車の普及促進	① 区有施設への太陽エネルギー利用機器等の導入 ② 住宅用太陽エネルギー利用機器等の設置補助 ③ 電気自動車用急速充電設備の整備
C-4 地球温暖化対策を促すための主体間連携の強化や新たな仕組みの整備	(1) 区民等・事業者・行政の連携強化 (2) 他地域と連携した取組みの推進	① 大田区地球温暖化対策地域協議会との連携 ② 他自治体における森林整備を通じた二酸化炭素 (CO ₂) 吸収量の確保 ③ 環境イベントにおけるカーボンオフセットの活用

基本目標 D 自然共生社会の構築

取組みの方向性	個別施策
D-1 生物多様性の社会への浸透	<ul style="list-style-type: none"> ① 生物多様性の普及啓発 ② 区民体験型の自然環境調査の実施
D-2 人と自然の関係の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域による緑づくりへの支援 ② 緑を支える仕組みづくり ③ 野生生物の保護・管理
D-3 水と緑のネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ① 緑の環境軸の形成 ② 水の環境軸の形成 ③ 身近な緑の確保 ④ 歴史と文化のまちなみづくり
D-4 生物多様性の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ① エコロジカルネットワークの形成

基本目標 E 循環型社会の構築

取組みの方向性	個別施策
E-1 ごみを出さない生活への転換	<ul style="list-style-type: none"> ① 生ごみの減量やごみを出さない生活様式への転換 ② 商店街やスーパーと連携したごみの発生抑制の生活様式の促進
E-2 資源循環のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境学習等の区民意識を向上させる取組みの拡大 ② 温室効果ガス削減方策の検討
E-3 安定的・効率的な清掃事業の構築	<ul style="list-style-type: none"> ① 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの資源化促進 ② 金属、レアメタル回収の検討
E-4 事業者処理責任の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ① 排出ルールブックの作成・配布 ② 資源持ち去り対策の徹底

基本目標 F 持続可能な地域づくりのための学習と参加の場の創出

取組みの方向性	個別施策
F-1 環境マインドを持つ人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境推進リーダー育成・活動支援 ② 職員研修の実施 ③ 大田区環境表彰制度の創設
F-2 多様な主体が参加できるネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 自然体験学習の推進 ② 学校教育における環境教育の推進 ③ 子ども向け環境学習のためのプログラム作成 ④ 自然観察会の実施 ⑤ 環境保全意識の啓発 ⑥ おおた地域力発見倶楽部の推進 ⑦ NPO・区民活動フォーラムの開催
F-3 学習・情報発信・活動のための基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 協働推進講師の派遣 ② 地域力応援基金による活動資金助成

凡例

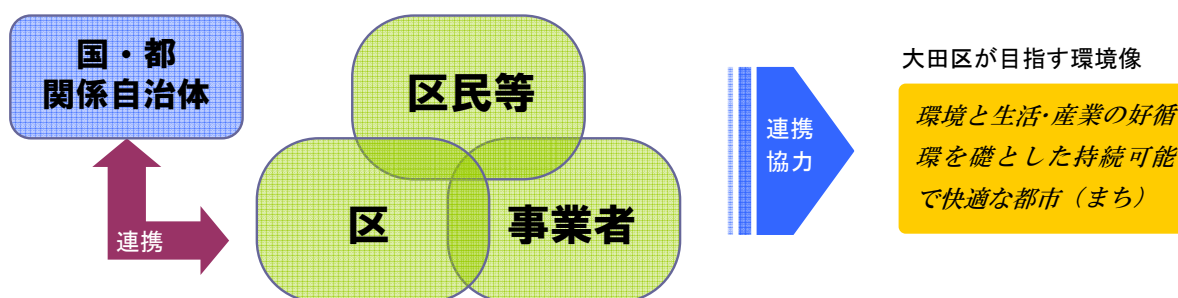
新規:

重点プロジェクト:

囲み内

各主体の基本的な役割

区民等、事業者及び区がそれぞれの役割を果たし、相互の連携・協力を深めるとともに、区と関係機関（国、都、関係自治体等）との連携を図りながら、本計画の取組みを推進します。



- 区民等とは、区の区域内に住む人、区内で働く人もしくは学ぶ人、区内に一時的に滞在する人または区内を通過する人をいいます。
- 事業者とは、区内において公益的な活動を含む事業活動を行うすべての団体または個人をいいます。
- 区とは、区長部局及び教育委員会に属する行政組織をいいます。

■ 区民等の基本的な役割

- 日常生活における環境保全への配慮
- 区の環境施策への参加・協力
- 他の区民等や事業者と連携した活動

■ 事業者の基本的な役割

- 事業活動における環境保全への配慮
- 環境産業分野への積極的な参入
- 区の環境施策への参加・協力
- 事業活動における環境保全活動や環境負荷に関する情報提供

■ 区の基本的な役割

- 区の環境の状況に応じた総合的で計画的な環境保全施策の策定・実施
- 環境情報の提供や活動支援
- 環境保全活動の率先実行
- 環境保全に関する基盤づくりや予算的支援のほか、より広域の環境問題への対応等を担う国や東京都への協力・要請や、区の環境行政を推進する上での関係自治体等との連携

基本目標 A 環境と産業の調和の実現と好循環の創出

本基本目標の分野では、住宅や周辺環境と調和した操業環境の実現のほか、エコアクション 21*等の環境対応基準の導入や事業活動に伴う環境負荷の低減などを通じて環境経営の推進を図ります。また、大田区の工業の優れた技術や経験をもとに、新たな環境分野の市場への進出や、国際交流・国際貢献の先導的な取組みを展開します。これらの取組みにより、「環境と産業の調和の実現と好循環の創出」を目指します。

(1) 現状と課題

- 大田区の産業においては、従前より「住工混在」などの実態を踏まえて、住工調和型の工場アパートや創業・産学連携支援施設の設置等の施策を行なってきました。現在、中小企業は景況の悪化などにより、受注環境、操業環境ともに年々厳しくなっており、事業所数、就業者数等は減少傾向にあります。特に零細企業や中小企業では、新たな設備投資を伴う環境対策は難しい状況にあります。
- 環境配慮型の経営実践や環境産業への新規参入については、省エネ部品の開発を行う事業者などが見られるものの、受発注ネットワークの拡大が課題であり、後押しする仕組みづくりが求められています。

(2) 10年後に目指すべき姿

- 大田区の企業には環境経営が浸透しており、住民や周辺環境と調和した操業環境が実現しています。
- また、大田区には新たな環境産業分野の形成が見られ、また途上国等に対する環境技術分野の国際貢献を果たすなど、大田区産業の振興が図られています。



(3) 取組みの方向性

大田区の更なる都市化の進展により今後予想される操業環境の悪化に対して、これまでに続けられてきた周辺環境に配慮した工場づくり、操業形態、企業経営者と生活者の良好な関係形成の取組みを今後も一層推進し、地域産業と地域住民の生活環境が調和したまちづくりを目指します。また、区報や区ホームページ等を活用し、優工場等の制度や環境マネジメントシステム*等の仕組みに関する周知やPRを、区民等や工場周辺住民等に対して行います。

わが国のトップクラスの技術を有するものづくり企業の集積の維持発展に向け、大田区企業の環境経営の推進や環境産業分野への進出を支援するとともに、国際環境交流の推進を図ります。

また、産学官連携による新たな環境技術の開発、環境産業の育成などを図り、環境と産業の好循環の創出を目指します。

基本目標 A 環境と産業の調和の実現と好循環の創出

A-1 住工環の調和

A-2 環境経営の推進

A-3 環境産業の創出

A-4 環境技術分野における国際交流・貢献

A-1 住工環の調和

大田区では、都市化の進展に伴い住工混在が進んだ結果、工場周辺の住宅や地域環境と調和した操業環境の実現が課題となっています。

工場の立地・操業環境の整備のため、区では産業支援施設の整備や事業拡張等の経費助成、地域や環境にやさしい工場の認定等を推進します。

A-2 環境経営の推進

企業には最低限の法令順守や利益貢献だけでなく、地域や社会からその存続が求められるような活動、すなわち企業の社会的責任（CSR²）に基づく取組みが求められるようになっていきます。

区では、大田区の企業の環境経営の推進のため、エコアクション 21*等の環境対応基準の取得支援や事業活動に伴う環境負荷の低減促進などの支援を行います。

² CSR とは、Corporate Social Responsibility の略で、「企業の社会的責任」の意味です。

A-3 環境産業の創出

再生可能エネルギー*を始めとする環境関連分野では市場の急拡大が見込まれており、優れた技術とノウハウを持つ大田区の工業がこれらの成長分野に進出することが期待されます。

大田区における新たな環境産業の創出に向けて、新製品・新技術開発のための経費助成等の支援のほか、産業支援拠点の整備を通じた市場開拓の支援を行います。

A-4 環境技術分野における国際交流・貢献

大田区の工業には、これまでに蓄積してきた高度な専門技術や環境配慮型の経営手法に関するノウハウ等があり、今後は環境分野の技術移転を通じた国際交流・国際貢献への展開が期待されます。

大田区の特徴と言える「ものづくり」に関する技術やノウハウを活用して、海外都市との国際環境交流の推進のほか、国際貢献のための環境技術情報の提供を行うなど、「国際都市 おおた」の実現に資する取組みを行います。

■□■ 中小企業都市サミット（おおたサミット）での「大田宣言」 ■□■

平成23年8月に大田区で開催された第8回中小企業都市サミット（おおたサミット）において、東日本大震災からの復興、中小企業集積の機能強化、新市場の開拓などに関する「大田宣言」を採択しました。

大田宣言では、中小企業による省エネルギー化や環境対応型の設備投資の支援のほか、環境・エネルギー関連の新分野への展開支援など、環境施策の推進を含めた様々な分野の取組みの展開を宣言しました。



中小企業都市サミットは、2年ごとに中小企業都市連絡協議会加盟の6都市（大田区、埼玉県川口市、東京都墨田区、長野県岡谷市、大阪府東大阪市、兵庫県尼崎市）が持ち回りで開催しているもので、産業集積都市が抱える課題の解決策について首脳会議を重ね、各都市の行動の方向性をまとめ、国や世論に広くアピールするものです。

大田区の実施方針一覧

実施方針の方向性	個別施策	
A-1 住工環境の調和	(1) 工場の立地・操業環境の整備	① 産業支援施設の整備・運営
		② ものづくり工場立地助成
		③ 地域や環境にやさしい工場の認定
A-2 環境経営の推進	(1) 環境対応基準の取得支援	① エコアクション 21*・エコステージ*の取得支援
	(2) 事業活動に伴う環境負荷の低減促進	① 環境にやさしい商店街の推進 ② 省エネ型ビジネススタイルの普及促進
A-3 環境産業の創出	(1) 新製品・新技術開発の支援	① 環境関連の新製品・新技術開発の支援
	(2) 市場開拓の支援	① 世界へ発信する産業支援拠点の整備
A-4 環境技術分野における国際交流・貢献	(1) 国際環境交流の推進	① 海外都市との国際環境交流の推進
		② 国際貢献のための環境技術情報の提供

進捗管理指標

進捗管理指標	現状 (平成 22 年度)	目標値 (平成 33 年度)
①商店街における街灯の LED*化の取組み	31 商店街	継続
②「省エネ型ビジネススタイル実践中」ステッカーの掲出	実施	継続
③環境保全技術分野の新製品・新技術コンクール	表彰	継続
④海外都市との国際環境交流の実施	未実施	実施

(4) 大田区の取組み

A-1 住工環の調和

大田区の取組み

(1) 工場の立地・操業環境の整備

① 産業支援施設の整備・運営

【産業振興課】

区内工場の立地・操業環境の向上のため、産業支援施設（賃貸工場、創業支援施設など）の整備・運営を行います。

② ものづくり工場立地助成

【産業振興課】





事業の拡張や高度化のために行う事業に対して、経費の一部を助成します。

③ 地域や環境にやさしい工場の認定

【大田区産業振興協会
管理グループ】

「優工場」制度に基づき、地域活動への参加や周辺環境への配慮、環境負荷の低減に関して優れた取組みを行う工場を認定します。

環境配慮指針

区民等	 周辺に立地する事業所の活動内容に対する理解を深め、事業者とともに、良好な住環境の形成に向けた地域活動を行います。
事業者	 産業支援施設（賃貸工場）を活用し、研究開発型事業の推進を図ります。  周辺環境に配慮した工場設備の新增設に努めます。  地域活動に積極的に参加し、地域や周辺環境との良好な関係の形成・維持に努めます。

A-2 環境経営の推進

大田区の取組み

(1) 環境対応基準の取得支援

① エコアクション21*・エコステージ*の取得支援

区内中小事業者に対するエコアクション21*及びエコステージ*の取得について、費用の一部助成や相談に応じるなどの支援を行います。

【大田区産業振興協会
企業支援グループ】

(2) 事業活動に伴う環境負荷の低減促進

① 環境にやさしい商店街の推進

区内商店街に対して、関連補助制度等に関する情報提供や活用促進を図り、街灯の省エネルギー化（LED*化）を促します。

【産業振興課】

② 省エネ型ビジネススタイルの普及促進

大田区地球温暖化対策地域協議会が作成した事業者向けのガイドブック等を活用し、省エネ型ビジネススタイルの普及を促進します。

【環境保全課】

環境配慮指針

区民等

☞ 区内事業者が行う環境保全活動に対する理解と関心を深め、こうした事業者の製品を優先的に購入する等、積極的な支援を行います。

事業者

- ☞ 環境マネジメントシステム*の取得及び適切な運用に努めます。
- ☞ 事業活動に伴う環境負荷の低減（エネルギー消費、汚染物質の排出、騒音、緑地の改変等）を図ります。
- ☞ 地域活動に積極的に参加し、地域や周辺環境との良好な関係の形成・維持に努めます。

■□■ エコアクション 21* の取組みのメリット ■□■

エコアクション 21* に取り組むことで環境への取組みを総合的に進めることができ、コスト削減を始めとして経営面にも効果が現れるなど、様々なメリットを期待することができます。

●エコアクション 21* に取り組むメリット

総合的な環境への取組みを進めることができる！

エコアクション 21 ガイドラインには、『環境経営システム』、『環境への取組み』、『環境報告』の三要素がひとつに統合されています。そのため、ガイドラインに沿って取組みを行うことで、環境への取組みを総合的に進めることができます。

取引条件の一つに対応！

多くの大手企業が、環境への取組みや環境経営システムの構築を取引条件の一つとしており、これに対応することができます。また、認証・登録にあたり自治体の補助を受けられたり、入札参加資格審査での加点を受けることができます。

経営面での効果も期待！

環境経営システムの仕組みを作り、継続的に改善していくことにより、環境面だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上、目標管理の徹底等の、経営面での効果もあげることができます。

社会からの信頼を獲得！

環境省のガイドラインに基づき、第三者機関の認証を受けることで、社会的な信頼を得ることができます。また、環境活動レポートを作成し、外部に公表することにより、取引先や消費者等からの信頼性が向上します。これは、企業の社会的責任 (CSR: Corporate Social Responsibility) の一環にもなります。

金融機関の低利融資制度が受けられる！

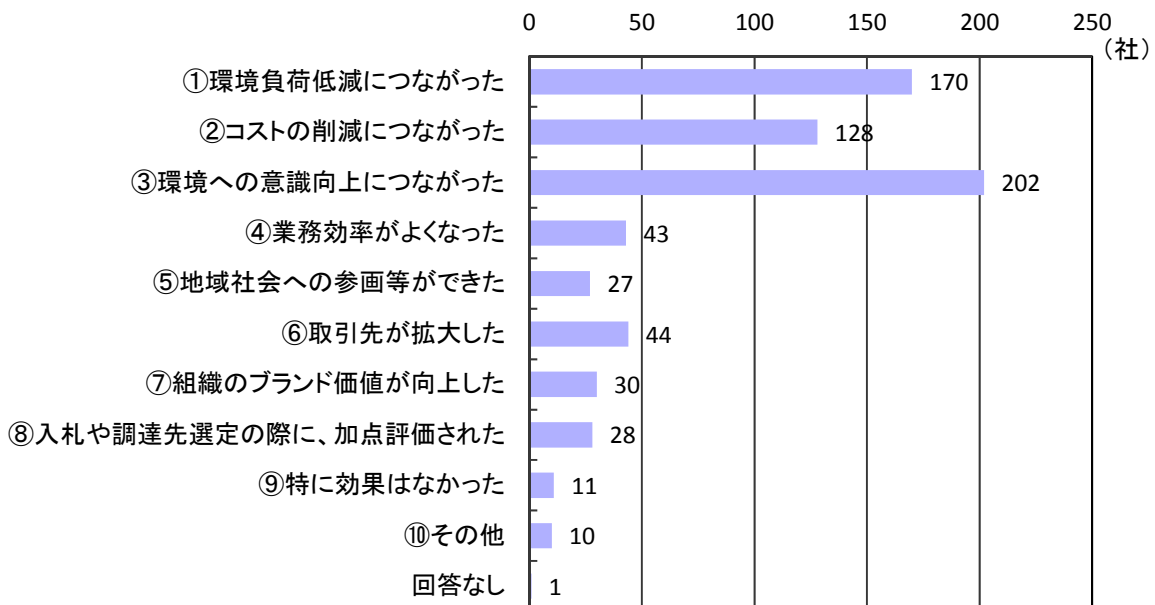
日本政策金融公庫をはじめ、多くの金融機関で、エコアクション 21 に取り組む事業者への低利融資制が始められています。

審査人による、指導・助言が受けられる！

事業者は、審査の際に、エコアクション 21 審査人から環境への取組みなどに関する指導・助言を受けることができます。

資料：一般財団法人 持続性推進機構 (IPSuS) エコアクション 21 中央事務局 パンフレットより引用 (一部加筆)

●エコアクション 21* の効果 (エコアクション 21* に取り組んで得られた効果、メリット)



※2008年2月実施 環境省エコアクション 21* 認証取得事業者 (約 500 社 回答率約 50%) に対する調査より
資料：環境省「平成 21 年度 エコアクション 21 を取り巻く状況 ～様々な環境問題と事業者に求められる取組～」より引用

A-3 環境産業の創出

大田区の取組み

(1) 新製品・新技術開発の支援

① 環境関連の新製品・新技術開発の支援

新規市場開拓等に向けて企業や企業グループが、環境関連の新製品・新技術を開発する際に、企画・設計から試作・開発までに要する経費の一部を助成します。

また、大田区中小事業者が開発した優れた新製品や新技術を表彰する「新製品・新技術コンクール」において、奨励賞として「大田 ECO 推進賞」を設置し、該当する新技術・新製品を表彰しています。

加えて、環境関連をはじめとする新製品・新技術開発に取り組む中小事業者のための支援を行います。

【産業振興課】
【大田区産業振興協会
企業支援グループ】

(2) 市場開拓の支援

① 世界へ発信する産業支援拠点の整備

基盤技術の集積を誇る製造業などの区内産業の新市場開拓（環境関連など次世代産業分野を含む）などに寄与する施設を整備します。

【企画財政課】

環境配慮指針

区民等

☞ 区内企業の環境関連技術に対する理解と関心を深めるなど、区内企業による新たな環境産業創出に向けた取組みに協力します。

事業者

☞ 自社が有する優れた環境関連技術について、関連する研究会への参加や展示会に出展するなど、積極的な情報発信を行います。

☞ 環境関連の技術・製品の動向に関心を深め、新製品等の開発に積極的に挑戦します。

A-4 環境技術分野における国際交流・貢献

大田区 の 取 組 み

(1) 国際環境交流の推進

① 海外都市との国際環境交流の推進

【環境保全課】

大田区の環境施策に関するノウハウや、区内中小企業の経営基盤を形成してきた5S活動³を通じた職場環境維持改善の優良事例を提供するなど、大田区と海外都市との間で国際環境交流を推進します。

② 国際貢献のための環境技術情報の提供

【環境保全課】

海外の環境保全分野（廃棄物処理、生活環境対策等）への区内企業の先進事例の紹介などを行います。

環境配慮指針

区民等	☞ 区内企業による国際環境交流等への理解と関心を深めます。
事業者	☞ 自社が有する優れた環境関連技術（廃棄物処理、生活環境対策等）をもとに、海外ビジネス進出について検討します。 ☞ 自社に蓄えられた環境負荷低減のための技術やノウハウをもとに、海外の工場等における環境改善への貢献を目指します。

³ 5S活動とは、職場環境維持改善のためのスローガンで、整理（せいり）・整頓（せいとん）・清掃（せいそう）・清潔（せいけつ）・躰（しつけ）の5項目の活動を指します。

基本目標 B 快適で安全な暮らしの実現

本基本目標の分野では、今後の環境負荷の増大が懸念される沿道環境の保全について対策強化を図るほか、水質浄化対策や有害化学物質対策などの環境保全に係るこれまでの対応を引き続き着実に推進します。また、区内外に誇れる美しいおおたのまちの創造や、自然災害に強いまちづくりに係る環境面の取組みを推進します。

(1) 現状と課題

① 大気汚染

- 光化学スモッグ*の原因物質である光化学オキシダント*が、環境基準*を超える日があります（測定時間の約4～7%が超過）。その結果、平成22年度には、光化学スモッグ*通報を3回、学校情報を2回発令しています。
- 二酸化窒素については、平成22年度の測定において、自動車排ガス測定局の大森西局（環状7号線沿道）が長期的評価で環境基準*を超過しました。日平均値が0.06ppmを超えた日数は9日（有効測定日数の2.5%）です。
- 今後、羽田空港拡張に伴う発着便数の増加及び交通量の増加により、環境への影響を注視していく必要があります。

② 騒音・振動

- 国道1号（第二京浜）、国道15号（第一京浜）、国道131号（産業道路）、東京丸子横浜線（中原街道）、環状8号線（環八通り）、環状7号線（環七通り）における道路沿道の住戸（28,840戸）を対象に、騒音の「面的評価」を行った結果、環境基準*を達成していない住戸は、昼間で約4.6%、夜間で14.5%と評価されました（平成21年度）。特に、環状7号線の沿道で達成率が低い状況でした。
- 道路沿道における騒音の定点調査の結果によると、環状7号線の騒音は、経年的に改善傾向にはあります。
- 航空機騒音に関して、大田区では3地点（平和島、大森第四小学校、新仲七会館）で年間を通じて24時間の連続測定を実施しています。その結果、平成10年度～平成22年度において、いずれの調査地点も環境基準*を達成しています。
- 今後、羽田空港拡張に伴う発着便数の増加や、深夜・早朝便の増加による騒音の影響を注視する必要があります。区内上空を低空で飛行する「北風時A滑走路北向き離陸左旋回飛行ルート」の運用上限は、再拡張に伴い5便/日から3便/日に減便しました。引き続き、この飛行ルートの廃止を求めて取り組んでいく必要があります。また、空港拡張に伴う自動車交通量の増加による騒音・振動の影響についても注視していく必要があります。

③ 水質汚濁

- 区内を流れる河川（多摩川、丸子川、海老取川、呑川、内川）では、過去にはBOD* やDO* などで環境基準*の超過が見られていましたが、近年は全体的に改善傾向にあり、呑川の一部を除き概ね環境基準*を達成しています。
- 呑川では、下水処理水の通水や水質浄化施設の設置等により、大幅な水質改善が見られますが、依然として、春から夏にかけての時期の降雨後に悪臭や白濁、スカム* の発生、魚の大量死などが確認されています。平成21年度からは、区民等、区内工業、東京工業大学及び区が連携し、浄化対策に取り組んでいます。
- 洗足池においては、平成4年度に浄化装置を設置して以降、水質は良好な状況が継続しています。

④ 苦情等の発生状況

- 平成22年度に大田区に寄せられた環境に係る苦情は、260件でした（環境保全課による受付分）。
- 内訳として、建設作業に係る苦情が74件、工場が51件、指定作業場が14件、その他が121件でした。
- 苦情の内容としては、騒音に係る苦情が119件で最多であり、次いで、悪臭（40件）振動（32件）、大気汚染（31件）、水質汚濁（1件）でした。
- 過去5年間（平成18年度～平成22年度）の苦情件数は、平成20年度に一時的に減少しているものの、全体としては増加の傾向にあります。

⑤ 放射線への対応

- 平成23年6月3日に国立大学法人東京工業大学との間で、放射線量率の測定等に関する協力協定を締結し、放射線問題に対し連携して対応しています。
- 平成23年6月15日から週1回の頻度で、区内3ヶ所（東糀谷防災公園、大森地域庁舎、本蒲田公園）における地上100cm、50cm、5cmの大気中放射線量の測定を行っています。その後、小中学校、保育園、児童館、区営プール、公園などでも測定を実施してきました。また、学術データをもとに健康不安の解消に役立てるため放射線に関する講習会を開催しました。
- 測定結果は、平成23年12月現在、国際放射線防護委員会が勧告した指標値「平常時は年間1ミリシーベルト（1,000マイクロシーベルト）」より低い値（※）になっています。

※自然放射線量の国内平均である0.05マイクロシーベルトを差し引き、屋外に8時間、木造家屋に16時間（木造家屋の低減係数0.4）いたとして試算した値で、毎時0.25マイクロシーベルトとしています。

算出式：（測定結果－自然放射線量）×（8/24+16/24×0.4）×24時間×365日

(2) 10年後に目指すべき姿

- 沿道環境を含む大田区全域で環境基準*が満たされ、良好な都市環境の創造が進んでいます。
- まちは清潔さと美しさを確保している一方で、自然災害に対しても十分な対応がなされているという一面も有しています。



(3) 取組みの方向性

呑川の水質汚濁や幹線道路沿道の大気汚染や騒音など、依然、環境基準*を超過するような問題に対して、国や都と連携し、必要な対策を講じることで良好な生活環境の確保を目指します。

局地的な集中豪雨をはじめとする都市型水害に対して、国や都との連携のもとで健全な水循環の確保やヒートアイランド対策を実施し、区民等の安全な暮らしの実現を目指します。

羽田空港の拡張などに伴う環境負荷の注視のほか、引き続き、騒音や振動、悪臭への適正な対処、まちなみの景観・美観への対応などを図り、大田区の快適な環境を維持するとともに、さらなる改善を目指します。

土壌汚染対策や有害化学物質等に対しては、条例に基づく対策の指導など事業者への働きかけを継続し、適正に管理します。

基本目標B 快適で安全な暮らしの実現

B-1 沿道環境の保全対策

B-2 環境保全対策

B-3 美しい都市環境の創造

B-4 自然災害に強いまちづくり

B-1 沿道環境の保全対策

自動車交通量の多い国道や主要な道路の沿道地域では、二酸化窒素や騒音の環境基準^{*}の超過が依然見られるなど、快適な暮らしの実現するための対策が急がれます。

区では、都市計画道路の整備促進や幹線道路整備促進を国や都へ働きかけるなど沿道環境の保全対策を図ります。また、特に東京国際空港の国際線発着便数増加に伴う自動車交通量及び環境負荷の増大が懸念されることから、空港周辺の沿道における騒音・振動対策や大気環境保全対策に係る一体的な取組みを展開します。

B-2 環境保全対策

放射線量など新たな問題を含む環境保全対策全般（沿道環境の保全対策を除く）について、引き続き、着実に取組みを進める必要があります。

そのため、区内企業や東京工業大学との産学官協働による呑川の水質浄化対策のほか、有害化学物質の適正管理の推進や、安全安心な暮らしのための情報を提供するなど、大田区の良い生活環境の確保を図ります。

B-3 美しい都市環境の創造

区民等や区内事業者だけでなく、区外の居住者や観光客等に対しても、清潔で美しい大田区の魅力を感じてもらえるようなまちづくりを進める必要があります。

区では、景観計画の策定に向けた取組みのほか、路上喫煙対策や地域美化活動、放置自転車対策等の個別対策を着実に推進し、美しい都市環境の形成を目指します。

B-4 自然災害に強いまちづくり

東日本大震災以降、自然災害に強いまちづくりに対する国民の関心が一層高まっており、防災^{*4}や減災^{*5}に関連した環境面の取組みの重要性が増しています。

そのため、健全な水循環の確保に向けた取組みのほか、避難所等における地域分散型エネルギーの確保のためエネルギー供給源の多重化対策を進めます。

⁴ 防災とは、災害を未然に防ぐための取組みです。

⁵ 減災とは、災害が発生した際の被害を最小限に食い止めるための取組みを指します。

大田区の実施計画一覧

実施計画の方向性	個別施策	
B-1 沿道環境の保全 対策	(1) 騒音・振動対策の推進	① 自動車騒音・振動調査
	(2) 大気環境の保全対策の 推進	① 大気汚染調査
		② 都市計画道路の整備
		③ 幹線道路の整備促進
	④ 公共交通の利用促進	
B-2 環境保全対策	(1) 水環境の保全対策の推 進	① 河川等水質浄化対策の推進
		② 下水越流水の汚濁負荷低減の取組み
		③ 水質汚濁調査
	(2) 環境保全対策の推進	① 鉄道騒音・振動調査
		② 航空機騒音調査
		③ 土壌汚染対策
		④ 有害化学物質対策
	⑤ 安全安心な暮らしのための情報提供	
B-3 美しい都市環境 の創造	(1) 景観・美観に配慮した まちづくり	① 景観計画の策定推進
		② 歩きたばこ・路上喫煙対策
		③ 地域美化活動の支援
		④ 自転車等利用総合対策の推進
B-4 自然災害に強い まちづくり	(1) 健全な水循環の確保に 向けた取組みの推進	① 雨水浸透ます*・雨水貯留槽の設置補助
		② 河川流域対策
	(2) 地域分散型エネルギー の確保	① 避難所等における太陽エネルギー等の導入

進捗管理指標

進捗管理指標	現状 (平成 22 年度)	目標値 (平成 33 年度)
①道路沿道測定局の二酸化窒素環境基準*達成率**1	66.7% (2局/3局中)	100%
②光化学スモッグ*通報の発令回数	5回	0回
③道路交通騒音の環境基準*達成率**2	85.6%	100%
④一般環境測定局の二酸化窒素環境基準*達成率**3	100% (5局/5局中)	100%
⑤呑川(山野橋・底層)の溶存酸素量	1.0mg/L	2.0mg/L

※1 道路沿道測定局の二酸化窒素環境基準達成率：二酸化窒素の環境基準を達成した道路沿道測定局の割合

※2 道路交通騒音の環境基準達成率：昼夜ともに基準値以下と推計される戸数割合

※3 一般環境測定局の二酸化窒素環境基準達成率：二酸化窒素の環境基準を達成した一般環境測定局の割合

(4) 大田区の取組み

B-1 沿道環境の保全対策

大田区の取組み

(1) 騒音・振動対策の推進

① 自動車騒音・振動調査

【環境保全課】

自動車騒音・振動の実態把握とその対策のため、騒音・振動に関する調査を行い、関係機関へ対策を要請します。

(2) 大気環境の保全対策の推進

① 大気汚染調査

【環境保全課】

大気汚染の監視を継続して実施します。光化学スモッグ*による被害を防止するため、オキシダント濃度により注意報等を発令します。

② 都市計画道路の整備

【都市基盤管理課】

第三次優先整備路線に位置付けられた補助線街路 44・43 号線、区画街路第 1 号線の整備を進め大気環境の保全を図ります。

③ 幹線道路の整備促進

【まちづくり管理課】

渋滞対策として、区内幹線道路の整備促進を国や都へ働きかけます。

④ 公共交通の利用促進

【環境保全課】

国際線発着便数の増大に伴って東京国際空港周辺において予想される自動車交通量の増加に対して、空港利用者等の公共交通機関への誘導を図ります。

環境配慮指針

区民等	<ul style="list-style-type: none">👉 徒歩・自転車や公共交通機関など、環境負荷の少ない移動に努めます。👉 自動車の買い換えの際は、低公害車*や低燃費車を優先します。👉 アイドリングストップ*など、エコドライブ*に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">👉 マイカー通勤を抑制し、徒歩・自転車や公共交通機関の利用を促進します。👉 社有車の買い換えの際は、低公害車*や低燃費車を優先します。👉 効率の良い配送や運送に努めます。👉 アイドリングストップ*など、エコドライブ*に努めます。

B-2 環境保全対策

大田区 の 取 組 み

(1) 水環境の保全対策の推進

① 河川等水質浄化対策の推進

【都市基盤管理課】

産・学・官の協働による新たな水質浄化の取り組みや、河床整正、しゅんせつ*などにより有機物の河床への堆積、滞留の防止を実施していきます。

② 下水越流水の汚濁負荷低減の取り組み

【都市基盤管理課】

下水道からの越流水そのものの汚濁を減らすため、区道の路面や雨水ますの清掃などを実施します。

③ 水質汚濁調査

【環境保全課】

事業所排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、調査を実施します。また、地下水汚染監視を継続して実施します。

(2) 環境保全対策の推進

① 鉄道騒音・振動調査

【環境保全課】

新幹線、在来線の鉄道騒音・振動の調査を実施します。

② 航空機騒音調査

【環境保全課】

平成 20 年の横田空域返還に伴う区内上空飛行ルートの設定により、新たな航空機騒音の問題が発生していることから、騒音の影響調査を実施し、継続的な監視を行います。

③ 土壌汚染対策

【環境保全課】

土壌汚染対策法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、及び大田区土壌汚染防止指導要綱に基づき、土壌汚染対策の指導を継続して実施します。

④ 有害化学物質対策

【環境保全課】

災害時等に大規模な有害物質の流出を防止するため、化学物質取扱事業場での自主管理等を支援していきます。

⑤ 安全安心な暮らしのための情報提供

【環境保全課】

区内放射線量の測定など、区民等や事業者の安全安心な暮らしのために必要な情報提供を行います。

環境配慮指針

区民等	<ul style="list-style-type: none">☞ 食器に付着した油汚れは洗い流す前に拭き取るなど、生活排水による環境負荷をできる限り低減します。☞ 除草剤や殺菌剤等の農薬や化学肥料を適正に使用・管理します。☞ 区内における環境測定データ等への関心を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">☞ 各種法令等の順守はもとより、事業活動に伴う環境負荷のできる限りの低減に努めます。☞ ばい煙*や排水等に関する測定を行い、適正に管理するとともに測定データを公表します。☞ PRTR 制度*6、MSDS 制度*7に基づき、有害化学物質を適正に管理します。

⁶ PRTR 制度とは、Pollutant Release and Transfer Register の略で、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者が把握して国に届出を行い、国が集計して公表する仕組みです。

⁷ MSDS 制度とは、Material Safety Data Sheet の略で、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、対象化学物質又はそれを含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の特性及び取扱いに関する情報（MSDS：化学物質等安全データシート）を事前に提供することを義務づける制度です。

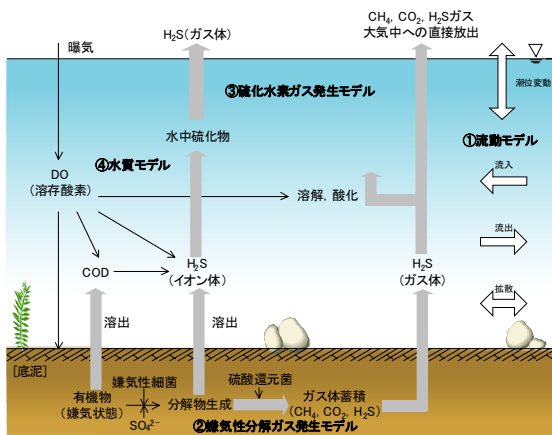
■□■ 産・学・官の協働による呑川水質浄化の取組み ■□■

呑川は、源を世田谷区用賀付近とし、大田区大森南で東京湾に注ぐ二級河川です。この川の特徴は蒲田駅付近からの下流域が感潮域であることで、この区間では潮の干満に伴い水量が変化し、上げ潮時には逆流するために、河川水中に海水が混じります。実はこれが呑川の悪臭・白濁化・スカム*発生といった大きな環境問題を引き起こしています。この対策のため、大田区は、東工大および区内企業と共に産官学プロジェクトを立ち上げました。

プロジェクトは、平成 21 年度よりスタートし、平成 23 年度は、汚濁の重要な因子と思われる下層の溶存酸素濃度を上げるため、高濃度酸素水を注入する現地実験に取り組んでいます。河川の底層より汲み上げた水に、空気より濃縮した高濃度高圧酸素を接触させ、高濃度酸素水を作ります。そして、これを汲み上げた位置よりも上流の下層に戻し、その効果を検証しています。また区内企業の協力を得て、高濃度酸素水生成装置自体の改良にも取り組んでいます。



呑川（御成橋より下流を望む、平成 21 年 7 月撮影）



汚濁メカニズム



高濃度酸素水生成装置

資料：東京工業大学大学院理工学研究科化学工学専攻「ニュースレターChemENG 第 9 号」（平成 23 年 10 月）をもとに作成

B-3 美しい都市環境の創造

大田区 の 取 組 み

(1) 景観・美観に配慮したまちづくり

① 景観計画の策定推進

【まちづくり管理課】

景観法*を活用した景観行政を推進するため、景観行政団体への移行、大田区景観計画の策定をめざします。

② 歩きたばこ・路上喫煙対策

【環境保全課】

区内の歩きたばこ、吸殻のポイ捨てをなくすため、駅頭キャンペーン、喫煙マナー啓発指導員、路面シート、広報車による呼びかけ等の対策を実施します。

また、路上喫煙禁止区域の指定を検討します。

③ 地域美化活動の支援

【環境保全課】

【地域振興課】

自治会・町会等による自主清掃活動を支援し、区と区民等の相互協力の推進を図ります。

④ 自転車等利用総合対策の推進

【都市基盤管理課】

自転車利用のマネジメント、自転車利用環境の整備（自転車走行環境の整備、自転車駐車場の整備、自転車利用のルール・マナーの普及啓発）を図ります。

環境配慮指針

区民等

- ☞ 住宅の新築や改築の際は、周辺景観との調和に努めます。
- ☞ たばこの吸い殻やごみのポイ捨てを行いません。
- ☞ 地域の美化活動に積極的に参加・協力します。
- ☞ 放置自転車をなくします。
- ☞ 敷地内の害虫防除や植栽木の適正な管理に努めます。

事業者

- ☞ 建築物の新築や改築の際は、周辺景観との調和に努めます。
- ☞ 景観に配慮した看板や広告物等の設置に努め、周辺の景観との調和を図り、秩序ある景観の形成に貢献します。
- ☞ 地域の清掃活動等に積極的に参加・協力し、まちの美化に貢献します。
- ☞ 敷地内の害虫防除や植栽木の適正な管理に努めます。

B-4 自然災害に強いまちづくり

大田区の取組み

(1) 健全な水循環の確保に向けた取組みの推進

① 雨水浸透ます*・雨水貯留槽の設置補助

【建築調整課】

自然環境を守り、水害に強いまちづくりを進めるため、雨水を地下に浸透させる雨水浸透ます*の設置や、雨水を一時貯留し有効活用を図るための雨水貯留槽の設置を進めます。

② 河川流域対策

【都市基盤管理課】

【まちづくり管理課】

【環境保全課】

透水性舗装*の整備や雨水浸透ます*の設置を行い、河川や下水道へ流入する雨水の量を削減するとともに、地下水や湧水*のかん養に努めます。

(2) 地域分散型エネルギーの確保

① 避難所等における太陽エネルギー等の導入

【防災課】

【環境保全課】

避難所や災害医療救護所等において、平常時だけでなく震災直後においても必要な電気や熱を供給できるよう、太陽光発電*システムや太陽熱利用機器等の再生可能エネルギー*のほか、コージェネレーション*や蓄電池を含めた地域分散型エネルギーの導入を検討します。

環境配慮指針

区民等

- ☞ 風呂の残り湯の利用や節水コマの設置など、家庭での節水に努めます。
- ☞ 雨水貯留設備を活用します。
- ☞ 太陽光発電*システムや太陽熱利用機器など、再生可能エネルギー*の導入に努めます。
- ☞ 太陽光発電システムの自立運転機能*⁸に対する理解を深めます。

事業者

- ☞ 事業所内での節水に努めます。
- ☞ 雨水貯留設備を活用します。
- ☞ 再生可能エネルギー*や高効率な自家発電設備の導入を進めます。

⁸ 太陽光発電システムの自立運転機能とは、停電時でも太陽光発電によって電気を使えるようにする機能のことです。現在販売されるシステムのほとんどに自立運転コンセントが付けられており、様々な家電製品を使うことができます。ただし、同時に使えるのは1,500W程度までで、曇天時や雨天時には使える電気が少なくなることにご注意する必要があります。